

議案第 142 号

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 29 年 11 月 30 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市福祉医療費の助成に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 128 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 項第 4 号中「者」の次に「（第 5 項に該当する者で、かつ、6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。